

第62回中小企業団体全国大会

決 議

全国中小企業団体中央会
奈良県中小企業団体中央会

本決議は、平成22年11月18日（木）、中小企業団体の代表約2,000名の参加を得て、奈良県「なら100年会館」において開催いたしました「第62回中小企業団体全国大会」で決定したものです。

第62回中小企業団体全国大会決議案項目

我が国経済は、一昨年秋以降の米国に端を発した景気の悪化から、やや持ち直しの動きが見られたが、本年8月以降の急激な円高は、景気回復を牽引してきた輸出関連産業の大きな痛手となり、経済基盤を大きく揺るがしている。

このまま推移すると、大企業の海外展開や海外発注の増加に伴う国内需要の減少など、産業の空洞化に拍車をかけることとなる。加えて、デフレの進行は、これまで耐えてきた中小企業の体力を確実に奪い、多くの雇用が喪失され、我が国経済に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。

政府は6月18日に「中小企業憲章」を閣議決定し、新たに中小企業政策の基本方針を定めた。その前文では、「政府が中核となり、国の総力を挙げて、中小企業の持つ個性や可能性を存分に伸ばし、自立する中小企業を励まし、困っている中小企業を支え、そして、どんな問題も中小企業の立場で考えていく。」としている。その基本理念において、「中小企業は、経済や暮らしを支え、牽引する。創意工夫を凝らし、技術を磨き、雇用の大部分を支え、暮らしに潤いを与える。」とある。また、「中小企業組合、業種間連携などの取組を支援し、力の発揮を増幅する」ことが、中小企業政策に取り組む基本原則の一つとされている。

中小企業団体中央会及び中小企業組合関係者は、この中小企業憲章の実効を訴えるとともに、下記事項の実現を強く求める。

記

I. デフレ不況の克服、連携組織対策等中小企業対策の強化

1. 円高、デフレ脱却のための経済対策の実行（1ページ参照）
2. 中小企業憲章を具体化する中小企業対策の拡充（5ページ参照）
3. 組合活動への支援の拡充、中央会の支援体制の強化（8ページ参照）

II. 中小企業の生産性の向上

II-1. 労働

1. 中小企業に配慮した雇用対策の推進（11ページ参照）
2. 社会保障制度等の見直し（13ページ参照）
3. 中小企業に配慮した労働・教育政策の推進（15ページ参照）

II-2. 情報

1. 中小企業のIT化支援の強化・拡充（20ページ参照）

II-3. 商業

1. 商店街及び中小小売商業の活性化支援の拡充（22ページ参照）
2. 中小流通業・サービス業振興対策の強化（25ページ参照）

Ⅱ－4. 税制

1. 中小企業に新たな成長を促す税制支援の強化（28ページ参照）

Ⅲ. 中小企業の経営の安定化

Ⅲ－1. 金融

1. 資金繰り対策の継続及び中小企業金融機能の拡充（34ページ参照）

Ⅲ－2. 公正な競争環境の整備

1. 優越的地位の濫用・不当廉売等への積極的対処（39ページ参照）
2. 下請法の整備・機能強化と取引適正化の徹底（42ページ参照）
3. 中小企業と官公需適格組合の受注機会の増大（44ページ参照）

I. デフレ不況の克服、連携組織対策等中小企業対策の強化

1. 円高、デフレ脱却のための経済対策の実行

1. 円高、デフレの脱却に向けて、国内の産業立地を促進する総合的な国内投資促進プログラムを早急に策定し、円高の進行による国内産業の空洞化、技術流出に伴う日本企業の国際競争力の低下を食い止める抜本的な経済対策を実行すること。
2. 「新成長戦略」を着実に実行し、環境・エネルギー、医療・介護、文化産業等新たな分野で成長が期待される中小企業を総合的に支援すること。
3. 海外への販路開拓等中小企業の国際展開に対する支援を強化すること。

【具体的な要望事項】

1. 迅速な円高対応、国内投資の促進
 - (1) 政府・日銀は、急激な円高の進展に対して、国内外で政策協調を推進し、行き過ぎた円高に対しては、あらゆる手段を講じて迅速な対策を果敢なく実施すること。
 - (2) アジアの中核拠点を目指した中小企業の集積の強化（アジア中核拠点企業団地）など国内の産業立地の促進に努めるとともに、国際的な高度人材の早急な育成、資源・原材料の確保、知的財産保護のための法的措置の充実を図ること。
2. 中小企業が主役となる新成長戦略の実行
 - (1) 電気自動車、ハイブリッド建機、太陽光発電など低炭素設備や医療機器等を支える次世代電子部品等を製造する中小部材産業に対する支援を強化すること。
 - (2) 環境・エネルギー、医療・介護等成長分野を中心とした雇用創造・人材育成を強化するとともに、採用意欲のある中小企業と新卒者等のマッチングを促進するなど新卒者等に対する雇用対策を強力に支援すること。
3. 中小企業の国際展開等の支援
 - (1) 国は、地域産品、グリーン商品、衣・食・住、コンテンツの文化産業等を担う中小企業の輸出振興、受注機会の拡大のための支援を中小企業海外展開支援会議などを通じて強化すること。特に、産地組合等が取り組む新たな海外販路につなげるブランド戦略の推進を支援すること。

- (2) 海外市場における企業とのマッチング、輸出向け商品や契約書の外国語対応、バイヤーの招へいなど海外市場への販路開拓に対する支援を強化すること。
- (3) 国内に残る産業を育成し、地域活性化を図ること。
- (4) アジア諸国との間の「自由貿易協定（FTA）」、「経済連携協定（EPA）」等の議論を加速化させること。

【背景・理由】

1. 迅速な円高対応、国内投資の促進

- (1) 日本経済はデフレが続き、需要と雇用の両面に大きな問題を抱えている。こうした中、円相場が10月25日に平成7年4月以来15年半ぶりの高値となる1ドル80円41銭を記録するなど急速な円高が進行している。今回の円高の進行は、内外金利差の縮小等から生じたものであり、政府・日銀は、国内外で政策協調を推進し、行き過ぎた円高に対しては、大胆な為替介入を含めた思い切った手段を講じて、円高是正のための対策を果敢なく実施する必要がある。
- (2) 円高の進行・長期化は、海外需要の減少、国内の雇用や設備投資の低下、生産技術の流出等を招くことから、国内外からの国内投資を促進する必要がある。我が国のアジアの中核拠点としての競争力を強化するため、ものづくり基盤の研究開発拠点等を誘致したアジア中核拠点企業団地を建設するなど国内のものづくり産業の立地環境を整備する必要がある。

また、コスト高となる国内でのものづくりを維持していくためには、高度人材の活用と知的財産保護が重要である。グローバル競争に打ち勝つためにも、留学生を含む高度人材の育成、レアアースをはじめとする各種資源・原材料の確保と安定供給、訴訟手続きにおける営業秘密の保護のための法的措置などの環境整備も並行して行うべきである。

2. 中小企業が主役となる新成長戦略の実行

- (1) 本年6月に策定された「新成長戦略」では、環境・省エネルギー、医療・介護、保育など潜在的な需要が大きい分野を重点的に支援していくこととしている。「新成長戦略」の中心的役割を担う企業、特に中小企業の発展が経済成長のカギとなる。従来、自動車やデジタル機器の省エネルギーや小型化につながる技術を組み込んだ電子部品等は、我が国中小企業の得意分野であったが、近年、韓国、台湾等のアジア諸国が急速な勢いで追い上げている。電気自動車、ハイブリッド建機、太陽光発電など低炭素設備や医療・健康機器、航空機・人工衛星を支える次世代電子部品関連製造業の競争力を強化することが重要であ

る。中小部材産業の環境関連等の技術開発、研究開発に対して思い切った投資促進策を講じる必要がある。

- (2) 新成長戦略を実現するためには、潜在的に大きな需要を有する成長分野（環境・エネルギー、医療・介護、観光等）のニーズに応じた実践的な人材育成を行い、中小企業で活躍する人材を確保・育成していく必要がある。また、新卒者等の雇用問題が深刻化していることから、採用意欲のある中小企業と就職の決まっていない新卒者等とのマッチングを推進していく必要がある。「新卒者就職応援プロジェクト」をはじめとする多様なインターンシップ機会の提供、トライアル雇用の奨励などデフレ脱却に向けた雇用の基盤づくりを強力に推進すべきである。(※1)

(※1) 青森県では、青森県中小企業団体中央会がコーディネート機関としてマッチングを行うとともに、学校関係者が本プロジェクトへの参加を積極的に促すことにより多くの実習に結びついた。(「新卒者就職応援プロジェクト」)

3. 中小企業の国際展開等の支援

- (1) 国内産業の空洞化に歯止めをかけるため、国を挙げた新たな産業の育成が急務である。そこで、国は、地域産品、グリーン商品、衣・食・住、コンテンツの文化産業等を担う中小企業の製品の優先使用、政府調達による支援を含め海外市場の開拓のための総合的な支援を強化すべきである。そのため、経済産業大臣をヘッドとして各種中小企業支援機関との連携により設置された「中小企業海外展開支援会議」を機動的に推し進める必要がある。

産地製品は、日本の伝統文化に裏打ちされた日本製品として、海外の高所得者層から高い評価を得ているものが少なくない。しかしながら、新たな海外販路につなげるマーケティング力が乏しいことから、産地組合が取り組むJAPANブランド育成等のブランド戦略のさらなる推進を支援する必要がある(※2)。

(※2) 博多織工業組合は、久留米絣協同組合と連携して、平成20年10月、パリのファッションショーに天然シルクの光沢あるドレスを出品。好評を博し、織元にも引き合いが来ている。

- (2) 成長著しい新興国等に対する中小企業の海外展開を支援するため、海外市場における企業（既に海外に移転した日本企業を含む。）とのマッチング、輸向け商品や国際取引契約書の外国語対応、バイヤーとの商談や海外展示会・見本市の機会の提供など販路開拓の準備段階から商談のフォローアップまでのきめ細かい支援策、海外への販路開拓支援に係る商工中金等の融資制度を充実する必要がある。

- (3) 我が国の社会を支える地域中小企業を巡る環境は厳しい状況にあることから、国内に残る産業を育成し、海外展開を行うことができない多くの中小企業に対して地域活性化を図り、地域から中小企業を活性化するための支援を推進する必要がある。
- (4) 中小企業が製造する商品を輸出し、海外に新たな販路を開拓しやすい環境をつくるため、国は、特にアジア諸国との間の「自由貿易協定」(F T A Free Trade Agreement)、「経済連携協定」(E P A Economic Partnership Agreement)の議論を加速化させる必要がある。また、我が国経済の活性化を図るため、環太平洋地域内の物品の関税の撤廃を目指す環太平洋パートナーシップ協定(T P P)への参加に向けて積極的に検討を行う必要がある。

2. 中小企業憲章を具体化する中小企業対策の拡充

1. 国は、中小企業憲章を国民に浸透させるとともに、中小企業憲章の具現化を図り、実効性のある中小企業対策を実施すること。
2. 経営資源の乏しい中小企業の経営力を増幅させる業種間連携、共同化、グループ化、企業集積の活性化を図る中小企業連携組織対策を拡充・強化すること。

【具体的な要望事項】

1. 中小企業憲章を具体化する中小企業対策の実施
 - (1) 国は、中小企業憲章を地域の中小企業はもとより、大企業、自治体、教育現場、地域住民など国民全体に深く浸透させること。
 - (2) 全国の多様な中小企業の声聞き、中小企業の立場で考え、関係省庁一体となった総合的な中小企業政策が推進できるよう、政府一体となった政策的な枠組みを構築すること。
 - (3) 中小企業憲章の趣旨を踏まえ、中小企業基本法を組合・業種間連携による経営資源の相互補完・確保、公正な市場環境の一層の整備、海外展開の支援等を盛り込んだ内容に改正すること。
 - (4) 地域中小企業支援機関との連携を一層強化し、中小企業応援センターにおける専門家派遣事業や研修事業を拡充すること。
2. 連携、共同化、グループ化、企業集積の活性化
 - (1) 組合組織の人材育成、業界の新成長戦略ビジョンの作成、工場アパート等地域の企業集積の強化、ものづくりのインフラ整備、中小商業の立地環境の改善、海外企業や異分野企業とのネットワークによる事業領域の拡大、青年経営者や女性経営者による新たな活動等が一層促進されるよう、連携組織対策を拡充・強化すること。
 - (2) 小企業者組合が取り組む成長戦略推進プログラムを支援するなど、小規模事業者に対する振興施策を継続・推進すること。
 - (3) 産地間連携、新連携、ものづくり、地域資源活用、農商工連携における人材育成、新商品開発及び販路開拓に対する支援を強化すること。

【背景・理由】

1. 中小企業憲章を具体化する中小企業対策の実施

- (1) 本年6月に「中小企業憲章」が策定されたが、その普及は不十分であり、地域の中小企業はもとより、大企業、自治体、教育現場、地域住民をはじめとする多くの国民は中小企業憲章の存在を認識していないのが実態である。中小企業の意義・役割が国民共有の認識となるよう、速やかに憲章を広く国民全体に浸透させることが重要である。
- (2) 「中小企業憲章」の目的を実現するためには、介護、医療、観光、農林水産加工等各省庁に多岐にわたる中小企業に関する政策を省庁の垣根を越えて、各省庁横断的に施策を推進する必要がある。中小企業政策を政府一体で推進するため、中小企業担当大臣の設置など総合的横断的な政策立案を実施する体制を構築する必要がある。
- (3) 「中小企業憲章」の基本理念を踏まえ、中小企業基本法の施策の対象となる中小企業者の定義、組合・業種間連携の意義・役割、公正な市場環境の一層の整備、海外展開の支援等を盛り込んだ内容に改正する必要がある。
- (4) 創業・転業、経営革新、情報化、農商工連携、事業承継、事業再生に加え、官公需や知的財産など中小企業からの相談は、高度化、多様化している。このような専門的な相談に円滑に対応するため、各中小企業支援機関は更に連携を強化し、中小企業応援センターにおける専門家の派遣や研修事業を拡充・強化する必要がある。

2. 連携、共同化、グループ化、企業集積の活性化

- (1) 中小企業の連携、共同化、グループ化等は、経営資源に乏しい中小企業が厳しい市場環境に打ち勝つための有効な方策である。組合組織の人材育成、業界の新たな成長戦略のためのビジョンづくり、工場アパート等地域の企業集積の活性化、ものづくりのインフラ整備や国内産業の立地環境の改善、海外企業や産学官等異分野企業とのネットワークによる事業領域の拡大、若手経営者や女性経営者の活動は、デフレ不況を克服する切り札となる。このような活動を支援している中小企業連携組織対策を拡充・強化し、連携・共同化を推進する必要がある。
- (2) 経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業には、特段の政策的な配慮が必要である。小規模企業の組織化と小規模事業者の成長戦略を推進する総合的な支援を継続し、推進すべきである。
- (3) 地域経済の活性化、雇用の創出が緊急の課題となっていることから、地域の知恵を生かした産地間連携、新連携、ものづくり、地域資源活用、農商工連携における実践型の人材育成、新商品開発及び販路開拓などの支援を強化していく必要がある（※1、※2）。

- (※1) 東京都港区の「東部金属熱処理工業組合」は、「ものづくり分野の人材育成・確保事業」の一環として、実務経験の浅い従業員等を対象に熱処理技術についての研修を実施。座学と実習を組み合わせた実践的なカリキュラムにより、中小企業の技術力向上に貢献している。
- (※2) 「茨城県菓子工業組合」は、「売れるモノづくり事業」の一環として、産学連携の研究会や食の専門家、デザイナー等と共同して地元特産（生産量日本一）の栗を活用した県を代表する菓子づくりに取り組んでいる。

3. 組合活動への支援の拡充、中央会の支援体制の強化

1. 組合による環境・リサイクル活動等新たな事業や社会的な課題解決に向けた事業活動への支援を強化すること。
2. 組合運営の迅速化と事業活動の拡大に向けた組合制度の改善等を行うこと。
3. 組合等の連携組織を通じて、中小企業の活性化に取り組んでいる中小企業団体中央会の支援体制を強化すること。

【具体的な要望事項】

1. 組合活動への支援の拡充
 - (1) 資源循環に向けたリサイクルの推進、小口CO₂排出削減量の取りまとめなど組合による環境問題への取組みを支援すること。
 - (2) 知的財産の共同管理、生産設備等の集約化、大学・研究機関との連携による研究開発、地域コミュニティ、ソーシャルビジネス、緊急時事業継続計画（BCP）など新たな組合活動に対する支援策を拡充すること。
 - (3) 中小企業組合士制度の普及と活用に向けた措置を講じること。
2. 組合制度の改善等
 - (1) 都道府県を地区とする組合の認可庁は、都道府県知事に一元化すること。
 - (2) 企業組合に員外理事制度を導入する等の改善を図ること。
 - (3) 火災共済協同組合の火災共済以外の共済事業の実施、1被共済者当たりの共済金額を10万円超から30万円超へ引き上げる等共済制度の改正を行うこと。
 - (4) 協同組合における独占禁止法の適用除外の見直しは行わないこと。
3. 中小企業団体中央会の支援体制の拡充・強化
 - (1) 国及び地方公共団体は、組合等の連携組織を通じて中小企業の活性化に取り組んでいる中小企業団体中央会の事業費及び人件費について、十分な予算措置を講じ、支援体制を強化すること。
 - (2) 業種業態別に数多くの会員を抱える中小企業団体中央会のコーディネート機能等が十分発揮できるよう、中小企業大学校や外部研修など中央会指導員等の教育研修に対する支援を強化すること。

【背景・理由】

1. 組合活動への支援の拡充

- (1) 資源循環に向けたリサイクルの推進、共同で取り組む廃棄物の削減、環境基準整備に向けた取引企業間の連携、業界内の省エネルギー対策、安全性・性能評価システムの確立、小口のCO₂排出削減量の取りまとめなどは、組合組織を活用することによって、環境・リサイクルの促進に大きな成果が期待されている(※1, 2)。これら組合が行う環境問題への取り組みに対する支援を強化する必要がある。
- (2) 特許や商標等知的財産権の共同管理、石油精製や精米工場等の設備集約化、卸売市場の代払い精算、産学官連携による研究開発、緊急時事業継続計画(BPC)の策定・運用など課題解決に向けた新たな取り組みは、組合を活用することが効果的である(※3)。また、中小企業組合は、地域コミュニティとしての活動などさまざまな事業を行っている。特に、企業組合は、地元の地域資源を活用した子育て、訪問介護など地域や社会に貢献するソーシャルビジネスとして活動するものも増えている(※4)。このような組合活動に対する支援を強化する必要がある。
- (3) 中小企業組合士は、現在、全国に約3,500名おり、その多くは、組合運営の一端を担っている。さらに今後も中小企業組合士制度の普及を図っていく必要がある。

(※1) 群馬県電機商業組合の高崎支部では、リサイクル組合と連携し、アフターサービス・リサイクルサービスを強化することによって、大手量販店を抑えて市内小中学校の地上デジタルテレビを計1,190台を受注した。

(※2) 津軽ペレット協同組合から申請した住宅におけるバイオマス燃料とするストーブの新設によるCO₂排出削減事業が「国内クレジット認証委員会」から承認された。売却益は、津軽地域の森林保全に活用。

(※3) 九州北部税理士協同組合では、小規模事業者等の納税者の租税訴訟費用を軽減するため、弁護士費用等を組合が負担する租税訴訟支援事業を行っている。

(※4) 長野県塩尻市の矢沢加工所企業組合は、農家の主婦7名が「農家主婦の地位向上と地域の活性化」を願って設立。地元農産物を原材料として使ったジュース、ジャム、味噌など加工品を製造・販売し、働く場の創出と地域おこしに貢献している。

2. 組合制度の改善等

- (1) 地方分権の推進と認可手続きの簡素化・迅速化を図るため、都道府県を地区とする組合の認可庁は、都道府県知事に一元化すべきである。
- (2) 企業組合等の活性化のため、員外理事制度を導入するなど組合制度の改善を図ることが必要である。
- (3) 火災共済協同組合の経営基盤を強化するため、火災共済以外の総合的な共済事業を取り扱えるよう、制度改正を行う必要がある。また、相互扶助組織の「慶

弔金」「見舞金」の趣旨に鑑み、保険業法に準じることなく、1被共済者当たりの共済金額を10万円超から30万円超に引き上げるべきである。さらに、中小企業共済協同組合においても火災共済協同組合と異なる取り扱いをする理由がないことから、共済事業のすべての利用者に対して剰余金の配当ができるようにすべきである。

- (4) 政府の行政刷新会議に設置された「規制・制度改革に関する分科会」において、農業協同組合等に対する独占禁止法の適用除外の見直しが示された。協同組合は、個々の小規模事業者では実現することが困難な経済的事業を協同して行うことによって、経済的地位の向上を目指すものであり、自主・自立の精神の下、相互扶助組織として発展してきた。協同組合が発展し、市場における有効な競争単位となり、大企業と競争することができるよう、独占禁止法は協同組合の適用除外制度を措置している。中小企業憲章にもあるように、中小企業の多くは、資金や人材などに制約があるため、外からの変化に弱く、不公正な取引を強いられるなど数多くの困難に晒されてきた。近年、付加価値生産性など企業規模間による格差が拡大しており、中小企業にとって協同組合活動の重要性はますます大きくなっている。独占禁止法の適用除外の議論は、協同組合の基本原則に沿った運営がなされているかの実質的な要件により判断されるべきであり、協同組合の独占禁止法の適用除外の見直しは、到底容認することができない。

3. 中小企業団体中央会の支援体制を拡充・強化

- (1) 国及び地方公共団体は、中小企業が組合組織を通じて相互の経営資源を補完し合い、経営力の向上、経営革新、技術開発、新市場開拓、環境問題等社会的課題への対応等に取り組んでいることに対して支援をしている中小企業団体中央会の機能を強化するため、事業費及び人件費に関する十分な予算措置を講じ、より一層の地域経済の活性化を図る必要がある。
- (2) 中小企業大学校は、中央会指導員等が農商工連携、ものづくり、低炭素化、国際展開等新たな事業に取り組むための専門的知識を習得する教育研修の場である。引き続き適切な予算措置を講じる必要がある。

また、業種業態別に数多くの会員を傘下に抱える中央会のネットワーク機能、コーディネート機能が十分発揮できるよう、外部研修を活用した中小企業診断士の育成、他機関との交流を通じた実践経験などを通じて中央会指導員の資質の向上を図る必要がある。

Ⅱ．中小企業の生産性の向上

Ⅱ－１．労働

１．中小企業に配慮した雇用対策の推進

1. 最低賃金については、経済情勢、雇用動向、中小企業の生産性の向上の進展状況等を踏まえた上で設定すること。
2. 雇用対策の検討に当たっては、中小企業の現状を十分に把握し、中小企業の実態と意見が反映された雇用対策を推進すること。

【具体的な要望事項】

1. 中小企業の実態を踏まえた最低賃金設定の配慮
 - (1) 最低賃金については、中小企業の経営環境、雇用情勢、支払い能力の観点に立って、雇用戦略対話で合意のあるように中小企業の生産性の向上の進展状況を踏まえた上で設定すること。
 - (2) 特定最低賃金は、地域別最低賃金の屋上屋を重ねるものであり、早急に廃止すること。
2. 中小企業の実態と意見が反映された雇用対策の推進
 - (1) 労働者派遣法の改正に当たっては、製造業における労働者派遣の原則禁止等は中小企業への影響が大きいことから、公労使合意による労働政策審議会が決定した内容以上の規制強化は行わないこと。
 - (2) 改正労働基準法による時間外割増賃金率の引上げは、中小企業については、60時間超の割増賃金率の適用は当面猶予されたところであるが、施行3年後の見直しに当たっても中小企業の実情を十分配慮し検討すること。
 - (3) 有期労働契約に係る関係法令の整備に当たっては、中小企業の雇用実態や意見を踏まえて検討すること。

【背景・理由】

1. 中小企業の実態を踏まえた最低賃金設定の配慮
 - (1) 政府では、2020年までの最低賃金の引上げ目標について「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平均1,000円を目指す」と示し、平成22年度の地域別最低賃金は、すべての地方最低賃金審議会で大幅な引上げ答申がなされたところである。

最低賃金の設定については、経済情勢、地域中小企業の経営環境の変化を考慮し、かつ、中小企業の生産性の向上や下請取引改善等の進捗状況を踏まえ、その実績を反映したものとすべきである。

- (2) 特定最低賃金は、地域別最低賃金の屋上屋を重ねるものであり、早急に廃止することが必要である。

2. 中小企業の実態と意見が反映された雇用対策の推進

- (1) 労働者派遣制度については、一定のセーフティネットの整備は必要であるが、製造業における労働者派遣の原則禁止等は、コスト面や競争力維持の観点から中小製造業の事業所の海外移転などを促し、結果として我が国の雇用機会の縮小につながる恐れがある。

そのため、国会で継続審議となっている労働者派遣法の改正に当たっては、製造業における労働者派遣の原則禁止等は中小企業への影響が大きいことから、公労使合意による労働政策審議会が決定した内容以上の規制強化は到底容認できないので、これは行わないこと。

- (2) 労働基準法の一部を改正する法律が、平成20年12月5日に成立し、同年12月12日に公布され、平成22年4月1日に施行された。

同法では、時間外労働の割増賃金率の引上げ（1か月60時間を超える時間外労働については、法定割増賃金率が、現行の25%から50%に引き上げられた。中小企業については、60時間超の割増賃金率の適用は当面猶予し、施行から3年経過後に再検討）等の改正がなされたところである。

改正労働基準法による時間外割増賃金率の引上げは、中小企業については、60時間超の割増賃金率の適用は当面猶予されたところであるが、施行3年後の見直しに当たっても中小企業の実情を十分配慮し検討することが必要である。

また、中小企業にこれ以上の負担を求める時間外労働の抑制策としての割増賃金の一律引上げは行わないことを強く求める。

- (3) 厚生労働省では、「有期労働契約研究会」（座長：鎌田耕一東洋大学法学部教授）を設置し、有期労働契約における契約締結事由の規制、更新回数や利用可能期間に係るルール、雇止めに関するルール、有期契約労働者と正社員との均等待遇及び正社員への転換等、幅広い論点について課題を整理し報告書としてとりまとめた。

今後、労働政策審議会では有期労働契約の労働条件に関する施策のあり方について検討することとされているが、その際には、中小企業の雇用実態や意見を踏まえて検討することが必要である。

2. 社会保障制度等の見直し

1. 社会保障制度については、そのあり方に対する国民と企業の不信感を早急に取り除くため、将来的にも安定した制度の確立に取り組むこと。
2. 社会保障制度の見直しに当たっては、現下の中小企業の経営実態等に十分配慮し、過度の事業主負担にならないようにすること。

【具体的な要望事項】

1. 社会保障制度の見直し

- (1) 年金制度をはじめとする社会保障のあり方に対する国民と企業の不信感を早急に取り除き、将来的にも安定した制度の確立に取り組むこと。
- (2) 雇用保険制度の安定的運営を確保するため、国庫負担割合を本則どおり原則4分の1に復帰すること。
- (3) 国は、健康保険について安定的な財政運営に努め、健康保険料の負担増につながらないよう国庫補助率を上限20%に引き上げる等の措置を講じること。

2. 中小企業に配慮した各種制度の見直し

- (1) パートタイム労働者の継続的な就労の促進のため、所得税等の非課税限度額を引き上げるとともに、社会保険の適用年収基準を引き上げること。
- (2) 適格退職年金制度の契約者を円滑に移換させるため、特定退職年金制度を移換先として認め、早急な法的整備を図り適格退職年金制度からの非課税移換を実現すること。
- (3) 雇用保険二事業については、主に事業主の負担する雇用保険料を財源としていることから、その見直しにあたっては事業主の意見を反映すること。

【背景・理由】

1. 社会保障制度の抜本的な見直し

- (1) 年金制度をはじめとする社会保障のあり方に対する国民と企業の不信感を早急に取り除き、将来的にも安定した制度の確立に取り組むことが早急に求められている。

社会保障制度改革に当たっては、労使折半である厚生年金保険、医療保険、介護保険の適用対象の拡大や保険料の安易な引上げによって、中小企業の活力の維持・発展を阻害することがないように十分配慮するとともに、制度の改革と負担のあり方について慎重かつ総合的な検討が必要である。

(2) 雇用保険制度の失業等給付に係る国庫負担の割合は、平成19年度から暫定措置として、法律の本則(4分の1)の55%(13.75%)とされている。

平成21年の法改正により、当面の雇用保険制度の安定的運営を確保するため、平成21年度補正予算で3500億円の一般財源が投入されたところであるが、安定的な運営のため、国庫負担割合を本則どおり原則4分の1に復帰することが必要である。

(3) 中小企業が加入する全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)では、平成22年4月より健康保険料の大幅な引き上げが行われ、経費負担が増加した。平成23年度の保険料についても企業収益の悪化や高齢化による医療費の負担増のため、保険料引上げが検討されている。

協会けんぽの安定的な財政運営及び中小企業への健康保険料負担増につながらないように、健康保険法附則で定められた国庫補助率を上限20%に引き上げる等の措置を講じることが必要である。

2. 中小企業に配慮した各種制度の見直し

(1) 中小企業にとって、パートタイム労働者に対する雇用ニーズは年々増大している。パートタイム労働者への継続的な就労の促進のため、所得税・住民税の非課税限度額(所得税103万円、住民税100万円)を大幅に引き上げるとともに、パートタイム労働者の社会保険の適用年収基準(130万円)を引き上げることが必要である。

(2) 適格退職年金制度に関する掛け金の損金算入や運用収益の非課税措置は、平成24年3月末に廃止される。これらの契約者を円滑に移換させるため、特定退職年金制度を移換先として認め、早急な法的整備を図り適格退職年金制度からの非課税移換を実現することが必要である。

(3) 雇用保険二事業では、主に事業主の負担する雇用保険料(雇用者の賃金総額の0.35%分)を財源として、被保険者等に関する失業予防、雇用機会の増大、労働者の能力開発等に資する雇用対策事業を機動的に実施しているところである。

雇用保険二事業については、引き続き関係コストの削減をはじめ、各種給付金等の内容の見直し、業務全体の改革を推進する等の見直しを行うことが必要であり、その見直しにあたっては、財源を負担している事業主の意見を反映すべきである。

3. 中小企業に配慮した労働・教育政策の推進

1. 若年失業者や年長フリーター等の総合的な就業対策を一層推進するとともに、中小企業における若年者の採用・確保への支援を強化すること。
2. 高齢者の雇用機会の確保のため、中小企業が行うべき定年延長・再雇用等の雇用条件整備等に関し必要な支援策を講じること。
3. ワーク・ライフ・バランスについては、中小企業の実情に配慮し、総合的な支援策を講じること。
4. キャリア教育・職業教育の推進ができるよう関係省庁の政策連携と、教育内容の更なる充実を図ること。
5. 中小企業の人材育成・人材確保を行うため、国による職業訓練機能の維持・強化を図ること。
6. 外国人技能実習制度の見直し・改善を図ること。

【具体的な要望事項】

1. 若年者・年長フリーター等の就業支援対策の拡充・強化
 - (1) 若年失業者や年長フリーター等の就業対策を職業能力開発対策と一体的に一層推進すること。
 - (2) 人材確保が深刻化している中小企業における若年者の採用・雇用確保への支援策を強化すること。
2. 高齢者雇用に対応した就業支援対策の拡充・強化
 - (1) 定年延長・再雇用等、中小企業の雇用条件整備のための支援策を強化すること。
 - (2) 定年引上げ等奨励金など各種助成制度の整備・拡充を図ること。
3. ワーク・ライフ・バランスの推進
 - (1) ワーク・ライフ・バランスに取り組む中小企業に対し、税制・金融面での優遇措置、各種助成制度の整備・拡充、公共事業入札への評価などの総合的な支援を図ること。
 - (2) 「次世代育成支援対策推進センター」への支援策の充実・強化を図ること。
 - (3) 改正育児・介護休業法の円滑な施行に当たっては、中小企業へ適正な制度運用を行うための周知を図るとともに、中小企業の実情に十分配慮すること。
 - (4) 保育施設の増設・サービス強化の観点から、中小企業が共同で設置する、あるいは商店街等が設置する保育施設について、積極的な助成・支援を行うこと。
4. キャリア教育・職業教育の推進
 - (1) インターンシップや有期実習型訓練など教育機関・中小企業との連携の推進支

援策を強化すること。

- (2) 実践的なキャリア教育・職業教育の推進ができるよう関係省庁の政策連携を図ること。
- (3) 学校教育段階において、職業観、勤労意識の醸成、創業・起業意欲を高める教育を充実すること。

5. 国による職業訓練機能の充実・強化

- (1) 雇用吸収力のある新成長分野への円滑な労働移動を促進する見地から、国による失業者等に対する職業訓練の強化・充実を図ること。
- (2) 中小企業の従業員の能力開発への体系的支援、地域産業を支えるものづくり等の技術・技能者の育成、中小企業の技術・技能継承への支援を強力に推進すること。

6. 外国人技能実習制度の見直し・改善

- (1) 外国人技能実習制度については、技能実習生の受入れ対象業種の拡大、団体監理型における事業協同組合等の組合員の外国人技能実習生の受入れ人数枠を拡大すること。
- (2) 技能実習生の厚生年金保険、雇用保険の加入については、合理性を著しく欠くことにもなるので、短期間就労である技能実習生については特定措置を設けるなど、全額免除すること。

【背景・理由】

1. 若年者・年長フリーター等の就業支援対策の拡充・強化

社会問題化している若年失業者や年長フリーター、ニートなどのキャリア形成の支援とその就業を促進するため、日本版デュアルシステムや実践型人材養成システム、有期実習訓練の活用促進をはじめ、若年者のためのワンストップサービスセンターであるジョブカフェ、トライアル雇用等の施策が講じられているところである。

一方、中小企業においては、地域における若年者の採用・確保が困難化しており、深刻な問題になりつつある。

このため、中小企業労働力確保法による採用・定着支援対策の更なる充実、ジョブ・カード制度の活用、ハローワーク等における新規学卒者や職業訓練機関卒業生等の地元中小企業への就職斡旋機能の強化、新卒者就職応援プロジェクト等により、中小企業の若年者の採用・確保・定着への支援の強化が必要である。

2. 高齢者雇用に対応した就業支援対策の拡充・強化

- (1) 中小企業の高齢者雇用の推進に当たっては、中小企業の実情を十分考慮し、

柔軟な取組みを可能とする制度設計が重要である。

そのため、定年延長・再雇用等、中小企業の雇用条件整備のための支援策を強化することが必要である。

- (2) 中小企業の高齢者雇用の推進に当たっては、定年引上げ等奨励金など各種助成制度の整備・拡充を図ることが必要である。

3. ワーク・ライフ・バランスの推進

少子高齢化が急速に進行し、労働力人口が減少する中で、若者等の人材を確保するためには、従業員が仕事のやりがい、生きがいを実感できるような個々の生活ニーズに即した働き方を推進することが重要になっている。

このような新しい働き方を推進するワーク・ライフ・バランスや次世代育成支援の実践の必要性が高まっており、中小企業に対してもその促進が求められている。

このため、ワーク・ライフ・バランスや次世代育成支援の推進に当たっては、現下の極めて厳しい経営環境にかんがみ、中小企業の実情を十分考慮するとともに、これらに積極的に取り組む中小企業に対し、次のような支援策を講じる必要がある。

- (1) 本格的な少子高齢化社会の到来を迎え、「仕事」と「家庭」の両立を目指した雇用環境の整備が緊急の課題となっている。子育て支援をはじめとするワーク・ライフ・バランスに取り組む中小企業に対し、税制・金融面での優遇措置、各種助成制度の整備・拡充、公共事業入札への評価などの総合的な支援を図ることが必要である。
- (2) 次世代育成支援対策法が改正され、一般事業主行動計画の策定・届出、従業員への周知の義務化対象が段階的に拡大される。
- 特に、平成23年4月1日から一般事業主行動計画の届出義務のある、従業員101人以上300人以下企業の届出数は3,358社、届出率は9.1%と低い状況にある（平成22年6月末現在）。
- そのため、中小企業団体中央会を始めとする経営者団体等が厚生労働大臣の指定を受け、中小企業への次世代育成支援のための相談・援助等を行う「次世代育成支援対策推進センター」への支援策の充実・強化を図ることが必要である。
- (3) 改正育児・介護休業法の円滑な施行に当たっては、中小企業へ適正な制度運用を行うための周知を図るとともに、中小企業の実情に十分な配慮を行うことが必要である。
- (4) 保育施設の増設・サービス強化の観点から、中小企業が共同で設置したり、商店街等が設置する保育施設について、積極的な助成・支援を行うことが必要

である。

4. キャリア教育・職業教育の推進

若者の雇用、自立、人間力強化が喫緊の課題となっている中で、若者の職業意識や勤労意欲を育むためのキャリア教育の推進や、産業人育成のための教育の充実が、健全な社会人・産業人を育成する上で重要となっている。

特に、若者の就業の主たる受け皿となって地域の社会や産業基盤を支えている中小企業への理解・関心を高める教育が、極めて重要である。

若者が、身近な中小企業に注目し、中小企業とのふれあいを通じて、働くことの大切さや自己実現の素晴らしさを知り、中小企業や地域産業を支える人材に育つことが中小企業経営者の願いであり、その実現なくしては地域の再生・振興も経済の成長・発展も望めない。

このため、国の明確な方針の下に、次のような支援策等を強力に推進する必要がある。

- (1) インターンシップや有期実習型訓練など教育機関・中小企業との連携の推進支援策を強化することが必要である。
- (2) 実践的なキャリア教育・職業教育の推進ができるよう関係省庁の政策連携を図ることが必要である。
- (3) 学校教育段階において、職業観、勤労意識の醸成、創業・起業意欲を高める教育を充実することが必要である。

5. 国による職業訓練機能の充実・強化

職業訓練制度は、雇用政策や経済政策と一体的に運用されるべき国の根幹をなす重要な政策であり、国の戦略・方針の下に、地域の特性やニーズを反映しつつ、全国津々浦々、安定的・持続的な実施が必要である。

また、これまで国が行うべき職業訓練の実施を担ってきた独立行政法人雇用・能力開発機構は、平成22年度末を目途に廃止され、職業能力開発業務については、独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構（仮称）に移管されることとされている。

このため、今後とも、職業訓練機能の根幹部分は国が維持し、更なる充実強化を図ることが必要であり、次のような視点に立って推進することが必要である。

- (1) 雇用吸収力のある新成長分野への円滑な労働移動を促進する見地から、国による失業者等に対する職業訓練の強化・充実を図ることが必要である。
- (2) 中小企業の従業員的能力開発への体系的支援、地域産業を支えるものづくり等の技術・技能者の育成、中小企業の技術・技能継承への支援を強力に推進することが必要である。

6. 外国人技能実習制度の見直し・改善

外国人技能実習制度については、改正出入国管理及び難民認定法が、第171回通常国会で平成21年7月8日に成立し、同年7月15日に公布され、本年7月1日に施行された。

新たな在留資格「技能実習」が創設され、技能実習生は企業との雇用契約に基づく技能等修得活動（労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令が適用）に従事可能、事業協同組合等による団体監理型の存続など、適正化に向けた法改正がされたところである。

今後、適正に監理・運営を行っている組合等にとって過度の負担とならないよう配慮、改善を図ることが求められるところであり、特に次のような制度の見直し・改善が必要である。

- (1) 外国人技能実習制度については、技能実習生の受入れ対象業種の拡大、団体監理型における事業協同組合等の組合員の外国人技能実習生の受入れ人数枠を拡大することが必要である。
- (2) 技能実習生の厚生年金保険、雇用保険の加入については、合理性を著しく欠くことにもなるので、短期間就労である技能実習生については特定措置を設けるなど、全額免除することが必要である。

Ⅱ－２．情報

１．中小企業のＩＴ化支援の強化・拡充

- １．クラウドコンピューティングの利活用の促進、ＩＴに関する知識・技術の研修の強化など、中小企業のＩＴ化を支援すること。
- ２．中小企業の情報セキュリティ対策を推進すること。

【具体的な要望事項】

- １．ＳaaSの普及推進など中小企業のクラウドコンピューティングの利活用を促進するとともに、組合等を活用した情報システムの構築等の支援策を拡充し、中小企業のＩＴ化を支援すること。
- ２．ＩＴ活用による経営革新の啓発のための研修を充実するとともに、企業内のＩＴ人材の育成支援策を強化すること。また、ＩＴベンダとユーザー中小企業とのマッチングを促進し、ＩＴ化支援の体制を整備すること。
- ３．中小企業の情報セキュリティ対策について、経営者等に意識啓発を図るとともに、情報セキュリティ対策に関する知識や技術の修得のための研修を充実するなどの支援を行うこと。

【背景・理由】

１．クラウドコンピューティングの利活用促進とネットワークシステム開発支援

近年は、ソフトウェアやデータなどを、自らでは所有せず、インターネットなどのネットワークを通じてサービスの形で必要に応じて利用する「クラウドコンピューティング」が普及しつつある。ＳaaS（Software as a Service）をはじめとする低廉かつ安全で利便性の高いクラウドコンピューティングの技術を利用することは、中小企業にとっても生産性の向上や販路拡大などに大きな効果が期待できる。

ＳaaSは、資金や人的制約のある中小企業であっても、導入コストや運用コストが低価格で、かつ専門的な知識・技術を必要とせず容易に導入できるだけでなく、事業規模に応じて段階的に必要な機能を導入することができるなど、生産性の向上や業務の効率化に対して有用性が高い。多くの中小企業が導入できるよう、このサービスの更なる拡充を図るとともに、効果的な利活用に向けた支援をするなど中小企業への普及促進に向けた取組みを行う必要がある。

また、ＩＴを活用して経営の向上を図るため、中小企業が共同で業界等の特性

に合った情報ネットワークシステムの構築や業務用アプリケーションの企画・開発を行う際に支援する中小企業活路開拓調査・実現化事業を拡充することが必要である。

2. IT人材育成支援の拡充とITベンダや専門家との連携によるIT化支援

中小企業が経営革新を実現し、生産性を大幅に向上させるためには、経営者のリーダーシップの下で、ITを利活用した業務革新を積極的に進めることが重要である。しかし、中小企業がITを利活用するにあたっては、経営者のIT化の重要性に対する認識や、ITに関する知識・技能、IT化を担う人材などが不足している現状にある。

中小企業の経営のIT化を推進するためには、経営者の啓発と人材育成の強化が不可欠である。このため、経営者を対象として、ITの利活用によりIT経営を実現した先進的な成功事例の紹介やIT経営を実践するための研修会を拡充する必要がある。また、経営とIT投資の現場をつなぐCIO（Chief Information Officer）の役割の重要性を啓発し、CIOの設置を促進するとともに、育成研修の実施等により、企業内のCIO機能を担うIT人材の育成支援を拡充する必要がある。

また、経営資源に限りがある中小企業がIT化を実現するためには、地域・中小ITベンダとの連携やITコーディネータや中小企業診断士などのIT化支援の専門家による支援が必要不可欠である。しかしながら、ITベンダからのサポートや専門家との連携は必ずしも十分とはいえない。

このため、中小企業とITベンダとのマッチングを促進し、ユーザー企業や地域産業のニーズに応じたソフトウェアや保守サービス等の供給体制を強化するとともに、専門家によるIT経営のコンサルティング体制の整備に対して支援策を講じる必要がある。

3. 中小企業の情報セキュリティ対策支援

中小企業であっても、IT活用を背景として個人情報をはじめとする多くの重要な情報が経営資源として保有されている。しかしながら、情報セキュリティ対策については、人材、資金等の制約から、中小企業は大企業と比較して、対応が遅れているのが現状である。

そこで、中小企業に対して、組合や業界団体等による研修や講習会などを通じて、情報セキュリティ対策の必要性を啓発するとともに、情報セキュリティに関する知識・技術の研修等を実施する必要がある。また、情報セキュリティ対策強化に取り組む中小企業に対しては、従業員教育や情報セキュリティ管理者などの人材育成の支援や情報セキュリティ対策費用に対する支援措置を講じる必要がある。

Ⅱ－３．商業

１．商店街及び中小小売商業の活性化支援の拡充

1. 商店街、共同店舗等に対する支援を拡充すること。
2. 中心市街地の活性化に対する支援を拡充すること。
3. 大型店等に対する適正な規制・指導を強化すること。

【具体的な要望事項】

1. 商店街・共同店舗等に対する支援の拡充
 - (1) 地域コミュニティを担う商店街の活性化を支援するため、地域商店街活性化法による支援を拡充すること。
 - (2) 少子高齢化、安全・安心等の社会課題に対応し商店街等が行うハード・ソフトにわたる各種の取組みに対して支援する「中小商業活力向上事業」を拡充すること。
 - (3) 商店街の空き店舗対策を拡充するとともに、共同店舗の空きスペースの入居費や改装費等に対する助成制度を創設すること。
 - (4) 商店街等が公共性の高い共同施設（アーケード等）の保守・修繕費用に対する助成制度を創設するとともに、設置に係る資金を借り入れる際に、個人保証の免除等の弾力的運用を図ること。
2. 中心市街地の活性化に対する支援の拡充
 - (1) 中心市街地の活性化を支援するため、「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業」を拡充すること。
 - (2) 都市機能を中心市街地に集約させるため、中心市街地に立地するマンションやオフィスビルを建設する場合等において、低層部分に商業機能を配置させるなど、業種・業態の適正配置を促進すること。
3. 大型店等に対する適正な指導・規制の強化
 - (1) 大規模集客施設の郊外開発行為に対して厳格かつ適正な対処をするため、土地利用に関するゾーニングの条例やガイドラインの制定を促進すること。
 - (2) 大型店や大資本チェーン店、地権者などに商店街組合への加入や、地域交流、商店街活動及び社会貢献への積極的な協力を求める地域貢献条例等の制定を促進すること。
 - (3) CO₂の削減、ワーク・ライフ・バランスの推進、犯罪の未然防止等の観点から、営業休日の減少や長時間営業などを行う大型店や大資本チェーン店に対して自粛指導を行うこと。

【背景・理由】

1. 商店街・共同店舗等に対する支援の拡充

全国の商店街・共同店舗等を取り巻く状況は、来街者の減少、後継者不足、空き店舗の増加などなかなか改善していない。そのため、地域コミュニティを担う商店街を活性化するために制定された「地域商店街活性化法」による支援を拡充するとともに、街路のバリアフリー化や保育施設・高齢者交流施設等の設置・運営をはじめ、ハード・ソフトにわたる各種の取り組みに対して補助する「中小商業活力向上事業」の補助率を引き上げるなど拡充が必要である。

また、商店街・共同店舗の魅力・利便性の向上のため、商店街の空き店舗対策の拡充や共同店舗の空きスペースの入居費や改装費等に対する助成制度の創設も必要である。さらに、商店街の公共性の高い共同施設（アーケード等）については、保守・修繕費用に対する助成制度の創設とともに、資金の借入れの際の個人保証の免除の弾力的運用が必要である。

2. 中心市街地の活性化に対する支援の拡充

改正中心市街地活性化法に基づく基本計画は100計画（平成22年9月1日現在）が認定され、中心市街地活性化協議会は146地域（平成22年9月1日現在）で設置されている。これらを支援する「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業」の平成22年度予算額（33.1億円）は、21年度（58.0億円）と比べて削減されたことから拡充する必要がある。

また、中心市街地に都市機能を集約させるために、中心市街地に立地するマンションやオフィスビルを建設する場合等において、低層部分に商業機能を配置させるなど、業種・業態の適正配置が必要である。

3. 大型店等に対する指導・規制の強化

大規模集客施設の出退店は地域に大きな影響を及ぼすため、地域が一体となって新しいまちづくりを進めていくには、地方公共団体が大規模集客施設の適正立地や地域貢献、商店街への加入を促進する条例やガイドラインを制定する等、大型店等に積極的な協力を求めていく必要がある。

大型店やチェーン店の地域貢献については、日本チェーンストア協会等の4業界団体が地域貢献に関する自主ガイドラインを策定しているが、まだまだ各店舗への周知度が低く、業界団体に加入していない事業者も多い。このため、地方公共団体は積極的に地域貢献条例・ガイドラインを制定し、大型店等に積極的な協力を求めていく必要がある。

また、大型店や大資本チェーン店が行う営業休日の減少や長時間営業は、C

〇2の削減やワーク・ライフ・バランスの推進に反する側面をもつものであり、深夜営業による犯罪の未然防止の観点からも、自粛を指導していく必要がある。

2. 中小流通業・サービス業振興対策の強化

1. 中小卸売業振興法（仮称）の制定をはじめ、中小流通業対策を強化すること。
2. 中小サービス業や中小観光関連産業の支援を強化すること。

【具体的な要望事項】

1. 中小流通業対策の強化

- (1) 中小卸売業振興法（仮称）を制定し、抜本的な中小卸売業対策を講じること。
- (2) 卸団地内の組合員の業態変化等に積極的に対応するため、流通業務市街地整備法や都市計画法による業種制限等を緩和するとともに、卸団地内の空き店舗に対する支援を創設すること。
- (3) 市街地や商店街等の駐車違反取締り地区においては、積み卸し業務が可能な駐車スペースを確保するなど、業務に配慮した対策を講じること。
- (4) 中小運輸業の健全で安定した経営実現のため、燃料に係る税率の見直しを行うとともに、整合性ある高速道路の整備・利用政策を実施すること。

2. 中小サービス業対策の強化

- (1) 中小サービス業、生活衛生関係サービス業の一層の発展を図るため、人材育成支援の充実、金融・税制の整備、業種別団体を活用した中小サービス業対策の強化等を図ること。
- (2) 国際競争力の高い魅力ある観光地づくりを支援するため、中小観光関連産業に対して、積極的な支援策を講じること。
- (3) 少子高齢化やまちづくりなどの社会的課題を解決するためのコミュニティビジネスやソーシャルビジネスに対して、積極的な支援策を講じること。

【背景・理由】

1. 中小流通業対策の強化

中小卸売業及び卸商業団地は、これまで商品の安定供給、雇用、都市計画の推進等、地域経済の発展に大きな役割を果たしてきたが、昨今の激しい社会経済環境の変化により、極めて厳しい経営・運営を余儀なくされている。中小卸売業及び卸商業団地が、現下の課題である施設や設備の更新、流通業務の効率化・高度化などに対応し健全に発展していくためには、広域化、品揃え形成能

力の強化、物流機能の強化、情報システム化などの総合的な経営革新への取り組みに対して支援する中小卸売業振興法（仮称）を制定し、中小卸売業及び卸商業団地の機能強化を図る抜本的な対策を講じる必要がある。

卸商業団地内の組合員が業態変更を行う場合、流通業務市街地整備法においては当該地区には流通施設しか設置できないため、業態変更をした組合員が営業を続けられるよう流通業務市街地整備法の緩和が必要である。都市計画法の業務地区の指定についても、同様の理由に加えて、脱退した組合員の跡地に新規企業を誘致するに際して卸売業だけでは埋まらない現状にあることから、都市機能の中心市街地への集約を十分に考慮しつつ、一定の緩和が必要である。加えて、組合員の経営不振等により卸商業団地内に空き店舗が増えていることから、団地機能の向上や資産の有効活用を図るため、低利融資制度創設等の支援が必要である。

中小企業は資金的・人的に余裕がないため、駐車場や荷捌き場所の確保、正社員やアルバイト等の車両での常時待機など、大企業のような対応は難しい。このため、市街地や商店街等の交通量と積み卸し業務が多い地区においては、駐車違反の回避と安全作業の確保のため、積み卸し業務が可能な物流バリアフリーの駐車スペースを確保するための対策を講じる必要がある。

中小運輸業は、景気低迷による物量の減少、荷主からの値下げ要求、燃料価格の高騰等により、厳しい経営環境に置かれている。中小運輸業が健全で安定した経営を実現するためには、燃料に係る税率の見直しが必要である。また、高速道路の整備と利用については、財源の確保と国民の適正な負担の観点から、整合性ある政策を実施することが必要である。

2. 中小サービス業対策の強化

わが国サービス業の99%以上を占め、国民にゆとりと豊かさや雇用の場を提供するなど大きな役割を果たしている中小サービス業の一層の発展のためには、人材育成、金融・税制の整備などサービス業一般を対象にした支援のほか、サービス業の業種別組合・団体を活用したきめ細かな対策が有効であり必要である。

さらに、新成長戦略の戦略分野の1つである「観光」は、地域経済の活性化に重要な役割を果たしていることから、例えば外国人観光客の受入れに向けて、ホテル・旅館のホスピタリティ向上のための施設整備や接遇研修など、国際競争力の高い魅力ある観光地づくりをソフト・ハードの両面から積極的に支援する必要がある。

また、少子高齢化やまちづくり、環境保護などの様々な地域的・社会的課題をビジネスとして解決しようとするコミュニティビジネスやソーシャルビジネ

スに対する期待が増していることから、それらを積極的に事業主体として捉えて支援していく体制を整備するとともに、企業組合などによる同様な活動を含め、更なる支援を行っていく必要がある。

Ⅱ－４．税制

１．中小企業に新たな成長を促す税制支援の強化

1. 中小企業の新たな成長力を促進する税制支援を強化すること。
2. 中小企業及び組合の経営基盤強化を図る税制措置を維持・強化すること。
3. 税制等の抜本改革は、中小企業の意見を十分に取り入れて検討すること。

【具体的な要望事項】

1. 中小企業の新たな成長力を促進する税制支援の強化

- (1) 中小法人の軽減税率を11%に引き下げ、恒久化を図るとともに、適用年間所得を大幅に引き上げること。
- (2) 法人税法上の中小法人の定義を中小企業基本法に合わせて、資本金3億円以下とすること。
- (3) 中小企業等基盤強化税制（経営革新計画、教育訓練、情報基盤、中小卸小売サービス業等）の適用期限を延長すること。
- (4) 起業・創業及び中小企業に雇用を促すインセンティブ減税を行うこと。
- (5) 中小企業の研究開発促進税制を強化すること。
- (6) エネルギー需給構造改革推進投資促進税制を大幅に強化し、その適用期限を延長すること。
- (7) 企業立地促進法に基づく同意基本計画で定められた集積区域における集積産業用資産に係る特別償却措置を2年間延長すること。
- (8) 中小企業が事業再生を図る場合の不動産取得税の軽減措置等の税制軽減措置の適用期限を延長すること。

2. 組合の経営基盤を強化する税制支援の強化

- (1) 中小企業組合（企業組合、協業組合含む。）の法人税の軽減税率を11%以下に引き下げ、恒久化を図るとともに、適用年間所得を大幅に引き上げること。
- (2) 中小企業等の貸倒引当金の特例（中小企業組合等に対する割増し措置）の適用期限を延長すること。
- (3) 事業協同組合等の留保所得の特別控除（商工組合等の留保所得の特別控除）の適用期限を延長すること。
- (4) 産業集積の再生に向けた市区町村向けの高度化融資の創設に伴う税制措置を整備すること。
- (5) 創業と雇用創出を担う企業組合の設立促進に向けた税制措置を講じること。
- (6) 中小企業高度化事業に係る特定資産の買換え、譲渡又は交換の場合の課税の特

例措置を延長すること。

- (7) 団地組合の組合員の倒産等により、団地内不動産を一時取得する場合の登録免許税・不動産取得税について減免措置を講じること。
- (8) 火災共済協同組合が行う地震火災費用見舞金を地震保険と同様に保険料控除の対象とすること。
- (9) 保険会社等の異常危険準備金の損金算入の対象に特定共済組合を含めること。
- (10) 商品券等に係る未引換分の収益計上の時期を延長すること等通達規定を見直すこと。
- (11) 共同施設の借入金償還に係る賦課金と減価償却費との差額への非課税措置を講じること。
- (12) 高度化資金の返済金や高度化資金で建設した施設の修理費等を組合が積立金に繰り入れたときは、全額損金算入できるようにすること。

3. 中小企業の経営基盤を強化する税制支援の強化

- (1) 信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減の適用期限を延長すること。
- (2) 青色事業主の所得の勤労性を正しく評価した「事業主報酬制度」を創設すること。
- (3) 印紙税を廃止すること。
- (4) 償却資産に対する固定資産税を軽減すること。
- (5) 石化製品製造用ナフサやセメント等の製造用石炭に係る揮発油税、石油石炭税及び軽油引取税の課税免除措置を恒久化すること。
- (6) 中小企業における固定資産税の負担軽減として市町村の「条例による減免措置」の活用を奨励するなど真に実効ある固定資産税の軽減を図ること。
- (7) 交際費の資本金基準を3億円に拡大し、全額損金算入を認めること。
- (8) 中小企業の欠損金の繰戻還付期間を前3年程度に拡充するとともに、欠損金の繰越控除期間を現行の7年間から大幅に延長すること。
- (9) 相続時精算課税制度における贈与者の年齢要件の緩和、納税猶予制度の適用対象の拡大、担保付き事業用資産の評価額の一定割合の減額特例等を認めること。
- (10) 同族会社の留保金課税制度を廃止すること。
- (11) 中小企業に対する事業所税を廃止すること。
- (12) 利子税及び延滞税の金利を引き下げること。
- (13) 指定寄付金の範囲の拡大及び寄付金の損金算入限度額を拡大すること。
- (14) 廃棄物・リサイクル対策や環境汚染の防止などに係る環境関連税制措置の延長及び対象となる施設・設備の範囲、償却率、課税標準特例を充実すること。

4. 税制等の抜本改革への中小企業の意見の十分な反映

- (1) 消費税の安易な引き上げは行わないこと。また、消費税の申告期限の延長を認

めること。

- (2) 中小企業に負担増となる環境を名目とした新たな税の導入は行わないこと。
- (3) 税制の簡素化及び税と社会保険料の事務の一元化を図ること。
- (4) 中小企業の会計については、国際化の影響を遮断し、確定決算主義を維持するとともに、中小企業の会計基準は、中小企業の身の丈に合ったものを新たに策定すること。

【背景・理由】

1. 中小企業の新たな成長力を促進する税制支援の強化

- (1) 中小企業に対する軽減税率は本則 22% であるが、平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 2 年間の時限的な措置として、18% に引き下げられている。中小企業の景況は、デフレが続く中で低迷を続けている一方、低炭素化等新たなニーズへの対応が必要となっている。中小法人の軽減税率を更に 11% に引き下げ、恒久化を図るとともに、適用年間所得を大幅に引き上げることが必要である。
- (2) 中小企業支援策の効果を上げるため、特に地域経済を支える中堅企業の成長を後押しするために、法人税法上の中小法人の定義を中小企業基本法に合わせて、資本金 3 億円以下とする必要がある。
- (3) 中小企業の新商品・新サービスの開発や生産効率を高める経営革新を促進するとともに、IT 投資、人材投資等中小企業の成長力を促進するため、中小企業等基盤強化税制（経営革新計画、教育訓練、情報基盤、中小卸小売サービス業等）の適用期限を延長する必要がある。特に、中小企業の人材投資を推進するため、事業年度の教育訓練費の割合が 0.15% 以上の中小企業に対して、教育訓練費総額の 8～12% に相当する額の税額控除制度は維持する必要がある。
- (4) 起業・創業、雇用促進を強化するため、新たな正規従業員の採用又は臨時職員の正規化に積極的な中小企業者に対する税額控除制度を創設する必要がある。
- (5) 中小企業の研究開発を促進するため、研究開発促進税制の税額控除限度額まで引き上げる措置（30%）を維持する必要がある。
- (6) 大企業に比べて取組みが遅れている中小企業の省エネルギー対策を支援するため、エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合、特別償却又は税額控除が認められている。エネルギー需給構造の抜本的改革に向けて、本制度の大幅な拡充・強化を図る必要がある。
- (7) 国内産業の空洞化に歯止めをかけるため、地域における低炭素関連等の成長

産業の集積の形成を促進する必要がある。このため、企業立地促進法に基づく同意基本計画で定められた集積区域における機械装置及び建物等を取得した場合における、当該設備についての特別償却措置を2年間延長する必要がある。

- (8) 中小企業の事業再生を円滑に行うため、不動産取得税の軽減措置等の税制軽減措置の適用期限を延長すること。

2. 組合の経営基盤を強化する税制支援の強化

- (1) 共同事業を通じて組合員企業の経営基盤の強化を図る組合の活性化、新たな事業活動を支援するため、事業協同組合の法人税の軽減税率を11%以下に引き下げ、恒久化を図ることが必要である。また、企業組合、協業組合は、事業協同組合と同様、中小企業の経営の安定化を図るための組織であるにもかかわらず、株式会社と同様の税率が適用されていることから、事業協同組合と同様の軽減税率を適用すべきである。
- (2) 経営基盤の脆弱な組合の取引先の倒産は、組合員の経営に甚大な影響を及ぼすことから、中小企業等の貸倒引当金の特例（中小企業組合等に対する割増し措置）の適用期限を2年延長する必要がある。
- (3) 組合の一層の内部留保の充実を図るため、事業協同組合等の留保所得の特別控除（商工組合等の留保所得の特別控除）の適用期限を2年延長する必要がある。
- (4) 地域の産業集積を維持・発展させるとともに新たな産業集積による活性化を図るため、市区町村向けの高度化融資の創設に伴う税制措置として、土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除、事業用資産を買換えた場合の課税の繰り延べ等を講じる必要である。
- (5) 地元の地域資源を活用した地域おこし、訪問介護など地域や社会に貢献する企業組合が増えている。地域の起業・創業、雇用創出の基盤づくりのために、設立後5年間は法人税を減免するなど企業組合の設立促進のための税制措置を講じる必要がある。
- (6) 中小企業高度化事業に係る特定資産の買換え、譲渡又は交換を円滑に実施するため、買換え等の際の課税の特例措置を延長する必要がある。
- (7) 団地組合の組合員の倒産等により、組合が団地内不動産を一時取得する場合の登録免許税・不動産取得税については、団地としての機能を一時的に保つために行うものであることから、減免措置とすべきである。
- (8) 損害保険会社の地震保険は保険料控除の対象となっているが、火災共済協同組合が行う地震火災費用見舞金も地震に対する補償であることから、火災共済も地震保険と同様に保険料控除の対象とすべきである。
- (9) 保険会社等の異常危険準備金の損金算入の対象に、火災共済協同組合と生活

衛生同業組合がなっているが、異常災害損失の補填に対する備えは極めて重要であることから、特定共済組合も同様に対象者とすべきである。

- (10) 商品券は、法人税基本通達2-1-39のただし書きにより、所轄税務署長の確認を受けることで3年を期限に商品と引き替えをした年度の収益とすることも認められているが、商品券を取り扱う中小企業の実態を十分踏まえ、商品券等に係る未引換分の収益計上の時期を延長するなど法人税基本通達に定めた規定を見直す必要がある。
- (11) 共同施設を持つ組合の借入金償還の円滑化を図るため、賦課金と減価償却費との差額は非課税措置とすべきである。
- (12) 高度化資金の返済金や高度化資金で建設した施設の修理費等に対して十分な備えをするため、組合が積立金に繰り入れたときは、全額損金算入できるようにすべきである。

3. 中小企業の経営基盤を強化する税制支援の強化

- (1) 有担保保証に係る中小企業者の利用負担を軽減し、信用保証制度の利用を促進するため、信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の軽減措置の適用期限を2年間延長する必要がある。
- (2) 個人企業と法人企業の税負担の格差が広がらないよう、個人企業経営者の所得の勤労性を正しく評価した「事業主報酬制度」を創設する必要がある。
- (3) ペーパーレス化が進展している中、紙媒体の文書のみ課税する印紙税は、合理性がなく、公平性の観点から印紙税を廃止すべきである。
- (4) 諸外国において、償却資産に固定資産税を賦課している例は少なく、少なくとも、中小企業に対し、納税事務負担の軽減を図る観点から、償却資産に係る免税点（150万円）を引き上げること、30万円未満の少額減価償却資産を課税対象外とすること等の措置が必要である。
- (5) 社会基盤産業の競争力強化を図るため、石化製品製造用ナフサやセメント等の製造用石炭に係る揮発油税、石油石炭税及び砕石生産等のために係る軽油引取税の免除措置を恒久化すべきである。
- (6) 中小企業における固定資産税の負担軽減として市町村の「条例による減免措置」の活用の奨励、建物に係る再建築価格方式の見直しを行うなど実効ある固定資産税の軽減措置を実施すべきである。
- (7) 交際費は、既存顧客との関係維持や新規顧客の開拓に資する支出であることから資本金基準を3億円に拡大し、企業会計における計上と同様に全額損金算入を認めるべきである。
- (8) 中小企業の欠損金の繰戻還付期間は1年に限られているが、赤字企業のキャッシュフローの改善を支援するため、前3年程度に拡充するとともに、欠損金

の繰越控除期間を現行の7年間から大幅に延長すべきである。

- (9) 事業承継を推進するため、相続時精算課税制度における小規模宅地の特例の適用、贈与者の年齢要件の65歳から60歳への引下げ、雇用確保要件の緩和、納税猶予制度の適用対象の拡大、親族以外の事業承継に係る株式譲渡所得及び贈与税の軽減措置、担保付き事業用資産の評価額の一定割合の減額特例等の要件緩和を行う必要がある。
- (10) 同族会社の資金繰りや投資資金の確保を図るため、留保金課税制度を廃止すべきである。
- (11) 事業所税は、人口30万人以上の市の都市環境整備等のための目的税であるが、従業員割の免税点が厳しく、また、都市計画税も徴収される中、公平性の観点から問題があるので、中小企業に対する事業所税は廃止すべきである。
- (12) 市中金利との格差を踏まえ、利子税及び延滞税の金利を引き下げる必要がある。
- (13) 国及び地方公共団体に対する中小企業の寄付を促すため、指定寄付金の範囲の拡大及び寄付金の損金算入限度額を拡大すべきである。
- (14) 廃棄物・リサイクル対策や環境汚染の防止を図るため、環境関連税制措置の延長及び対象となる施設・設備の範囲、償却率、課税標準特例を充実する必要がある。

4. 税制等の抜本改革への中小企業の意見の十分な反映

- (1) 消費税の引き上げは、個人消費の冷え込みを誘発し、増税分の価格転嫁が困難な小売業等中小企業に過大な負担を強いることになることから、安易な引き上げには断固反対である。また、法人税では、一定の理由がある場合、申告書の提出期限を1カ月間延長できるのに対して、消費税には提出期限の延長制度がないことから、納税者の利便を図るため、消費税の申告期限の延長を認めるべきである。
- (2) 環境を名目とした新たな税は、「環境と経済の両立」を図る観点から、自動車関係諸税等既存税制をはじめ他の政策と一体的に検討すべきである。課税強化により景気に悪影響を及ぼしかねないことから、新たなコスト負担の増加により中小企業の経営の圧迫とならないよう慎重に検討を進めるべきである。
- (3) 納税者の負担軽減と徴税・徴収事務の効率化による行政コストの削減を図る観点から、社会保険料と国税・地方税の事務一元化を図る必要がある。
- (4) 中小企業の会計については、国際化の影響により、確定決算主義の維持及び計算書類作成のための費用が増えることから、中小企業の会計基準は、中小企業の身の丈に合ったものを新たに策定し、普及促進を図るべきである。

Ⅲ. 中小企業の経営の安定化

Ⅲ－１. 金融

１. 資金繰り対策の継続及び中小企業金融機能の拡充

1. 急速な円高の進行による景気の下振れリスクやデフレ継続により中小企業を取り巻く経営環境は厳しく、中小企業の資金繰り対策については引続き、万全の措置を講じること。
2. 中小企業が安定的に成長を加速・継続できるよう各種金融機能の維持や制度の拡大について戦略的に推し進めること。
3. 相互扶助の理念による協同組織金融機関として地域経済の発展に大きな役割を發揮している信用組合が今後ともその機能・役割を十分果たすことができるよう支援すること。

【具体的な要望事項】

1. 中小企業資金繰り対策の継続
 - (1) 景気対応緊急保証制度の取扱期間を延長すること。
 - (2) 農林水産分野の信用補完制度について利用が促進されるよう制度の弾力的運用を行うこと。
 - (3) 商工中金が対応している危機対応業務の取扱期間を延長すること。
 - (4) 日本政策金融公庫が取り扱っているセーフティネット貸付の取扱期間を延長すること。
 - (5) 平成23年3月までの時限措置となっている中小企業金融円滑化法を延長をすること。
 - (6) 平成22年6月に完全施行された改正貸金業法に関して、引続き周知・PRを行うとともに相談体制について万全の体制を継続すること。
2. 中小企業向け金融機能の維持・制度の拡大
 - (1) 公的金融機関の機能の堅持
商工中金や日本政策金融公庫の役割、機能が十分に發揮されるよう引続き十分な措置を講じること。
 - (2) 高度化事業にかかる事務手続きの簡素化・条件の緩和等
中小企業の新たな事業展開に対してより柔軟に対応可能となるよう条件の緩和や事務手続きの簡素化、また、事業再構築を容易に行うことが可能となるよう既存の高度化借入について柔軟な対応が可能となる措置を講じるこ

と。また、高度化事業の貸付にかかる中小企業基盤整備機構と都道府県の負担割合を4対1とする特例措置を延長すること。

(3) 中小企業倒産防止共済制度の更なる見直し

共済金の貸付を受ける際に、貸付額の10分の1が掛け金から控除されることについて廃止もしくは緩和すること。

(4) 不動産担保や人的保証に過度に依存しない融資慣行の普及

営業性資産・知的財産権の活用を積極的に進め、不動産担保や人的保証等に過度に依存しない融資慣行への取組みを一層推進すること。

(5) 起業・創業に対するリスクマネー供給の下支え

リスクマネーを供給できるプレイヤーの多様化を図り、起業・創業時の資金ニーズに柔軟・迅速に応えられる金融仲介機能を強化すること。

3. 地域金融機関の機能の維持

(1) 信用組合等地域金融機能の維持

円滑な資金供給を確保するため、協同組合組織金融機関に適用されている貸倒引当金の割増特例措置について恒久化すること。

(2) ゆうちょ銀行のあり方

ゆうちょ銀行のあり方については、協同組織金融機関の現場や中小企業の金融の円滑化に無用の混乱を来たさぬよう十分な配慮と必要な措置を講じること。

【背景・理由】

1. 中小企業資金繰り対策の継続

(1) 景気対応緊急保証制度の取扱期間の延長等

急速な円高の進行による景気の下振れリスクの高まりもあり、各種支援策の継続・拡充等、中小企業資金繰り対策については万全の措置を講じるとともに、相談体制について万全の体制を継続する必要がある。景気対応緊急保証制度については、平成23年3月末までとなっている取扱期限の延長が必要である。

(2) 農林水産分野の信用補完制度の弾力的運用

農商工連携の活発化に加え、新成長戦略においても農林水産分野の成長産業化が謳われており、中小企業が農業関連ビジネス等に進出する際の信用補完制度の充実が望まれている。農林水産分野の信用補完制度として「農業信用保証保険制度」があるが、農協系統の金融機関以外の取扱いが進んでいないのが実態であり、地域金融機関等、一般の金融機関の利用も促進されるよう制度の弾力的運用を行うべきである。

(3) 危機対応業務・セーフティネット貸付の取扱期間の延長

商工中金が取り扱っている「危機対応業務」、日本政策金融公庫が取り扱っている「セーフティネット貸付」の取扱期間がともに平成23年3月末までとなっている。景気の回復基調が持続的かつ安定的と確認できるまで取扱期間の延長が必要である。

(4) 中小企業金融円滑化法の期限延長

中小企業金融円滑化法の施行は、資金繰りに困窮していた中小企業にとって効果の実感できる施策であったが、景気の状態等経営環境は回復基調にあるとは言い難く、中小企業金融円滑化法の延長により、弾力的な金融機関の相談態勢の継続は資金繰りの安定化に必要不可欠である。

(5) 改正貸金業法の完全施行への対応

平成22年6月の改正貸金業法完全施行により、借入総額規制等が導入されたが、個人事業主を中心に資金繰りに支障を来しているとの声も上がっている。完全施行に伴う事業への影響がどの程度か注視するとともに、改正貸金業法完全施行の周知徹底の継続、相談体制の充実が必要である。また、影響の拡がりによっては一部条件の緩和等の検討が求められる。

2. 中小企業向け金融機能の維持・制度の拡大

(1) 公的金融機関の機能の堅持

平成20年10月に商工中金は株式会社化、中小企業金融公庫・国民生活金融公庫は日本政策金融公庫に統合された。リーマンショック後の急速な景気後退に伴い、中小事業者の資金繰りは極めて悪化した。危機対応業務やセーフティネット貸付等を通じ、セーフティネット機能の一環として商工中金、日本政策金融公庫とも中小企業の資金繰り円滑化に大きく寄与している。中小企業の経営環境は依然厳しい状況が続いており、中小企業金融の円滑化に果たす役割はますます重要となってきた。とりわけ商工中金は、中小企業団体及びその構成員の金融円滑化を目的とした金融機関であり、組織金融の担い手としてその役割や公的金融機関としての機能が引き続き発揮されるよう十分な措置を講じる必要がある。

(2) 高度化事業にかかる事務手続きの簡素化・条件の緩和等

独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う高度化融資制度については、これまでの中小企業の経営基盤の強化や地域経済の活性化に果たしてきた役割・機能の重要性は大きく、今後ともその制度を維持・発展させる必要がある。

昨年来、返済猶予の弾力的対応や連帯保証人それぞれに保証限度額を設定する限度額連帯保証制度の新設等により柔軟な対応が可能となってきた一方、中小企業の新たな事業展開に対してより柔軟に対応可能となるよう、貸付条件の緩和、貸付までの期間短縮・事務手続きの簡素化等を望む声大きい。

また、長期にわたり経営が困窮している既往借入中小企業者の負担を軽減するための金利負担の軽減措置、返済条件の緩和、違約金の軽減、返済条件等変更手続きの簡素化が望まれている。

特に、経済の構造変化や景気悪化の影響により、高度化団地の組合員の倒産・廃業により生じた跡地への対応や組合員の円滑な入れ替え等が大きな課題となっている。また、破綻した組合員を多く抱える組合が事業再構築を容易に行うことが可能となるよう既存の高度化借入について柔軟な対応が可能となるような措置を講じるべきである。

また、高度化事業の貸付にかかる中小企業基盤整備機構と都道府県の負担割合については、平成23年3月までの特例措置として4対1となっているが、地方公共団体の厳しい財政事情を勘案すれば当該措置の延長が必要である。加えて、財政事情の悪化から資金負担の困難な地方公共団体に関しては、中小企業基盤整備機構が都道府県に融資を行ったり、中小企業基盤整備機構が直接団地組合に融資できる制度を創設することを検討すべきである。

(3) 中小企業倒産防止共済制度の更なる見直し

改正中小企業倒産防止共済法改正は平成22年4月に可決・成立し、貸付事由の拡大や貸付限度額の引上げが行われる予定となっており、大幅な改善実施となった。しかしながら、借入の際の掛け金控除（現行10%）については今回の改正時に変更がなく、引き続き掛け金控除に関しては見直しを望む声が多い。

(4) 不動産担保や人的保証に過度に依存しない融資慣行の普及

中小企業は不動産等の資産背景に乏しいことから、資金調達の幅を広げ、更なる金融円滑化を図るためには、営業性資産・知的財産権の活用に加え、技術力・経営者の資質等に金融機関が審査のウェイトをおくなど、不動産担保等に過度に依存しない融資を今後とも積極的に推進することが重要である。また、経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立に向けた検討が必要である。加えて、創業や事業再生・経営改善等に取り組む中小事業者に対する金融制度の一層の充実が望まれる。

(5) 起業・創業に対するリスクマネー供給の下支え

近年、最低資本金規制の撤廃、エンジェル税制の創設等、法律面・制度面を中心に起業・創業を取り巻く制度的・社会的枠組みの整備が進展してきているものの、金融危機以降、新興市場の低迷等、起業・創業に対するリスクマネーの供給が十分とは言えない状況にあることから、リスクマネー供給のプレイヤーの多様化を更に進展させるとともに、資金ニーズに柔軟・迅速に対応できる金融仲介機能の一層の強化が必要である。

3. 地域金融機関の機能の維持

(1) 協同組合組織金融機関に適用される貸倒引当金の割増特例措置についての恒久化

従来より、信用組合をはじめとする協同組織金融機関は、相互扶助という理念の下、金融サービスが行き届き難い立場にある小規模事業者や生活者への金融仲介機能の役割を果たしてきた。信用組合は地域の中小零細企業、小規模事業者にとって円滑な資金供給の「最後の拠り所」として地域経済の活性化に必要不可欠な組織である。円滑な資金供給を確保するためにも、協同組合組織金融機関に適用されている貸倒引当金の割増特例措置について恒久化することが必要である。

(2) ゆうちょ銀行のあり方

郵政改革関連法案は、通常国会に提出されたものの審議未了で廃案となった。実質的に政府の関与が続くゆうちょ銀行の預入限度額の引上げや貸出業務への進出等業務範囲の拡大は、地域金融において競合関係にある信用組合をはじめとする地域金融機関にとって大きな脅威となる。ゆうちょ銀行のあり方については、協同組織金融機関の現場や中小企業の金融の円滑化に無用の混乱を来たさぬよう十分な配慮と必要な措置を講じることが求められる。

Ⅲ－２．公正な競争環境の整備

１．優越的地位の濫用・不当廉売等への積極的対処

1. 中小企業に不利益を与える不公正な取引方法に対して積極的かつ迅速に対処すること。
2. 適正な競争ルールを確立するとともに新たな業種別ガイドラインを作成すること。

【具体的な要望事項】

1. 中小企業に不当な不利益を与える優越的地位の濫用や不当廉売などの違反行為に対して一層積極的かつ迅速に対処すること。
2. 優越的地位の濫用、差別対価に関する運用指針を早急に作成し厳正に適用するとともに、スーパーや量販店の巨大化を踏まえた適正な競争ルールを確立すること。
3. 不公正取引の影響が顕著な業種について、新たに優越的地位の濫用等に関する業種別ガイドラインを作成すること。

【背景・理由】

1. 優越的地位の濫用・不当廉売等に対する積極的かつ迅速な対処

公正取引委員会は、「中小事業者取引公正化推進プログラム」の一環として平成21年11月に設置した「優越的地位濫用事件タスクフォース（優越TF）」において取引の公正化に取り組むとともに、大規模小売業者と納入業者との取引に関する実態調査を行い、優越的地位の濫用行為の是正や未然防止に取り組んでいる。しかし、不当な返品や値引き要請などの不当な行為はあとを絶たず、ホームセンター、ドラッグストア、ディスカウントストアなど、低価格を売り物にする業態で多く発生している。

小売業の不当廉売に係る公正取引委員会に対する申告は、平成21年度は8,979件あり、20年度の9,668件から減少したものの、不当廉売につながるおそれがあるとして「注意」が行われた件数は3,225件もあり、20年度の3,654件に続いて高水準のままである。業種では、普通揮発油の不当廉売について7件の警告が行われた石油製品のほか、酒類、家庭用電気製品で件数が多い。

優越的地位の濫用や不当廉売は、「注意」を受けたにもかかわらず、同じ事業

者によって繰り返されることも多いことから、「注意」に該当する行為を繰り返す場合は、より重い処分を行うなど、一層積極的に対応する必要がある。

(参考) 過去5年間の優越的地位の濫用行為に係る措置件数の推移

年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度		計
						うち優越TF	
法的措置	2	2	0	4	2	0	10
警告	0	1	0	1	2	0	4
注意	4	9	12	8	22	16	55
計	6	12	12	13	26	16	69

(参考) 過去5年間の不当廉売の注意件数の推移 (迅速処理によるもの)

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
607	1,031	1,679	3,654	3,225

2. 差別対価等に関する運用指針の作成と適正な競争ルールの確立

独占禁止法の改正により、課徴金の対象が排除型私的独占、優越的地位の濫用、不当廉売、差別対価などに拡大された。これを踏まえ、公正取引委員会は、「排除型私的独占に関する独占禁止法上の考え方」「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」の運用指針(ガイドライン)を公表し、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の原案へのパブリックコメントを終えたところである。

まず、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を早急に公表するとともに、課徴金の対象となった行為類型の中で、まだガイドラインが作成されていない「差別対価」についての運用指針を作成し、厳正に適用する必要がある。

また、スーパーや量販店の巨大化が進む中で、同じ商品について「中小小売店の仕入価格」よりも「量販店の販売価格」のほうが安く設定されている事例も見られる。このような事態は中小小売店の存在自体を脅かすものであり、取引数量の違いなどコスト差に基づく対価の違いとして片づけることはできない。

本年6月に閣議決定された「中小企業憲章」においても、公正な事業環境を整えるため「力の大きい企業との間で実質的に対等な取引や競争ができず、中小企業の自立性が損なわれることのないよう、市場を公正に保つ努力を不断に払う」ことが、中小企業政策に取り組む基本原則の一つとされているところである。

このため、建値(標準卸売価格)やリベートのあり方を含め、巨大化するス

ーパーや量販店の価格政策が中小小売店の存在を脅かすことのないよう適正な競争ルールを確立する必要がある。

3. 業種別ガイドラインの新規作成

業種ごとの取引実態を踏まえた「不当廉売、差別対価等への対応について」の業種別ガイドラインは、不公正な取引方法に該当する場合を明示し、違反行為の抑止効果をもっている。すでに作成・改定されている「酒類」、「家庭用電気製品」、「ガソリン等」についてのガイドラインは、違反行為が疑われる場合に申告をする際の参考にもなり、潜在している違反行為を顕在化させることによる公正取引の確保に資するところが大きい。

これらの業種については、改定ガイドラインに即し、引き続き、不当廉売等に対して迅速・厳正に対処するとともに、さらに、スーパーをはじめ納入先による優越的地位の濫用が著しい醤油、味噌、豆腐等の日配品製造業や米穀卸売業、不当廉売が著しい牛乳販売業など不公正な取引による影響が顕著に見られる業種についても、新たにガイドラインを作成し、公正取引を確保する必要がある。

2. 下請法の整備・機能強化と取引適正化の徹底

1. 下請事業者の適正利益が確保されるよう、下請法の整備・機能強化を行うこと。
2. 下請法や改正独占禁止法を厳正に運用し、規定に違反する企業に対する勧告・公表などの取締りを強化すること。
3. 下請法や下請ガイドラインについて周知徹底を行うとともに、普及相談体制の強化を行うこと。

【具体的な要望事項】

1. 下請法の整備・機能強化

下請法の適用対象取引の拡大、資本金区分の見直し等下請法の整備及び機能強化により下請取引の適正化を進めること。

2. 法令等に基づく取締りの強化

(1) 下請法に基づき、不公正な取引に対する取締りを強化すること。

(2) 改正独占禁止法により適用対象範囲が拡大された課徴金制度を厳正に運用すること。

3. 法令・ガイドラインの実効性のある周知徹底、普及・相談体制の強化

(1) 下請ガイドラインの制定業種の更なる拡大を行うこと。

(2) 法令・ガイドライン等の実効性の高い周知を行うとともに、普及・相談体制の強化を行うこと。

【背景・理由】

1. 下請法の整備・機能強化

急速な円高の進行による景気下振れリスクも加わり、中小企業を取り巻く経営環境は極めて厳しい状況にある中、下請中小企業は一方的な価格の引き下げ、受注単価の切り下げなど、親事業者との間で不公正な取引を余儀なくされている。

現行の下請法（下請代金支払遅延等防止法、以下同じ）の適用範囲は、物品の製造・修理委託、情報成果物の作成・役務提供に限られており、下請中小企業の利益が十分守られている状況にない。下請法の適用対象取引の拡大、資本金区分の見直し等下請法の整備及び機能強化により下請取引の適正化を進める必要がある。

2. 法令等に基づく取締りの強化

(1) 不公正な取引に対する取締りの強化

下請事業者や受注者側からは、過度の負担を感じている取引実態の改善を求める声が依然として上がっている。特に、最近の円高の影響により輸出関連大企業が中小企業に不当なしわ寄せをすることのないよう、下請取引を厳重に監視する必要がある。公正取引委員会は、下請法を厳正に運用し、調査方法や相談体制の改善を含め、同法の規定に違反する企業に対する勧告・公表などの取締りについて一層強化する必要がある。

(2) 改正独占禁止法による課徴金制度の厳正な運用

改正独占禁止法により適用対象範囲が拡大された課徴金制度に対する下請事業者の期待は大きく、優越的地位の濫用にかかるガイドラインを一刻も早く制定し、同制度の厳正な運用を図るべきである。

3. 法令・ガイドラインの実効性のある周知徹底、普及・相談体制の強化

(1) 下請ガイドラインの制定業種の更なる拡大

平成22年6月末現在で15業種（①素形材、②自動車、③産業機械・航空機等、④情報通信機器、⑤繊維、⑥情報サービス・ソフトウェア、⑦広告、⑧建設業、⑨トラック運送業、⑩建材・住宅設備産業、⑪放送コンテンツ、⑫鉄鋼、⑬化学、⑭紙・加工品、⑮印刷）で策定されている。しかしながら、不公正な取引が慣行として今なお続いている業種も多いことから、作成業種を拡大する必要がある。また、既に策定されている業種についても経営環境の変化に応じた改訂が必要である。

(2) 法令・ガイドライン・基本契約書等の周知・普及体制の強化

関係省庁が歩調を合わせ、法令、ガイドライン、製造業の外注取引に係る基本契約書の作成・普及等について、統一的な広報・普及活動の展開が望まれる。下請事業者側では、報復・仕事がなくなる不安等親事業者への配慮から、「かけこみ寺」制度の利用の見送りや下請関係の調査の際に本当の事実は話せないというケースが散見されることから、下請中小企業が利用しやすい環境整備に加え、きめ細かな広報活動を行うことが求められる。

3. 中小企業と官公需適格組合の受注機会の増大

1. 国等及び地方公共団体は、「中小企業憲章」及び「官公需法」に定める「国等の契約の方針」に基づき、中小企業者及び官公需適格組合の受注機会を増大すること。
2. 低価格入札に対するダンピング防止対策を徹底強化すること。
3. 官公需適格組合制度の改善を図ること。
4. 公共調達制度を見直すこと。

【具体的な要望事項】

1. 中小企業者並びに官公需適格組合の受注機会の増大
 - (1) 各発注機関は、「中小企業憲章」の趣旨を尊重し、「官公需法」に定める「国等の契約の方針」に示された中小企業者向けの発注目標額を確実に達成すること。
 - (2) 平成23年度における国等の中小企業者向け契約目標金額を増加すること。
 - (3) 国は、官公需適格組合制度をはじめとする官公需施策を全ての発注機関に対して周知徹底、地方公共団体に対する国と同様の「契約の方針」の策定要請を一層強化すること。
 - (4) 「官公需情報ポータルサイト」及び「官公需総合相談センター」の機能を充実・強化すること。
 - (5) 各発注機関は、分離・分割発注の推進に努めること。
 - (6) 官公需適格組合をはじめとする中小企業組合の活用を図ること。
2. ダンピング防止対策の徹底強化
 - (1) 低入札で落札した者の名前を公表し、公正取引委員会、労働基準監督署などの執行当局による監視を徹底的に強化すること。
 - (2) 政府調達における「競り下げ方式」(リバースオークション)の導入は絶対に行わないこと。
 - (3) 入札価格内訳書の徴収を徹底するなど低入札価格調査制度の適切な活用を図ること。
 - (4) 少額随意契約の適用限度額を大幅に引き上げること。
3. 官公需適格組合制度の改善
 - (1) 官公需適格組合に対する競争参加資格審査について、地方公共団体においても国と同様の「総合点数の算定特例制度」の導入を推進し、組合員の

- 技術力や施工実績を合算することにより組合の評価を適正に行うこと。
- (2) 建設業の官公需適格組合の受注体制評価における監理技術者について、組合員企業からの在籍出向を認めること。
- (3) 建設業の官公需適格組合の証明有効期間を3年間とすること。

4. 公共調達制度の見直し

公共調達制度全体の見直し・改善を行い、価格だけでなく、省エネルギー・耐震・バリアフリーの推進、雇用の維持・創出、地域産業の育成など地域経済の発展等を十分視野に入れた地域密着型の公共調達制度とすること。

【背景・理由】

1. 中小企業者並びに官公需適格組合の受注機会の増大

- (1) 「中小企業憲章」が6月18日に閣議決定され、「行動指針」に「国及び地方公共団体が中小企業からの調達に配慮し、受注機会の確保や増大に努める」と定められた。また同日、「平成22年度中小企業者に関する国等の契約の方針」が閣議決定され、中小企業者向け契約目標が官公需全体の56.2%と昨年度を3.8ポイント上回る過去最高水準で設定された。各発注機関は、それぞれの契約目標を確実に達成すべきである。
- (2) 平成22年度の中小企業者向け契約目標額は、3兆8,656億円であるが、昨年度の5兆1,993億円と比較して、1兆3,337億円と大幅に減少した。平成23年度における契約目標額は、円高、デフレの進行等による需要低迷が続いているため、今年度を上回る金額とすべきである。また、平成21年度における官公需適格組合の受注実績は、僅か338億2,000万円にとどまっていることから、新たに官公需適格組合に対する契約目標額を設定するなど受注機会の増大に向けた支援が必要である(※1)。
- (3) 地方支分部局や地方公共団体等の発注機関の窓口によっては、適格組合制度をはじめとする官公需施策が十分に理解されていない現状に鑑み、全ての発注機関に対し、官公需施策の周知を一層強化していく必要がある。「国等の契約の方針」では、地方公共団体においても同様の施策を講じることを要請しているが、独自の契約の方針等を明確にしている地方公共団体は依然として少数である。地方公共団体においても国と同様の「契約の方針」を策定し、発注方針や契約目標額の明確化を図っていくことが重要であることから、国はこのことを地方公共団体に対し一層強力に要請すべきである。
- (4) 昨年度に構築・運用を開始した「官公需情報ポータルサイト」について、すべての地方公共団体からの発注情報、国等の落札情報などの情報提供が行えるよう内容の充実を図る必要がある。また、中小企業の官公需対策に相談業務が

重要であることから、「官公需総合相談センター」の機能・役割を拡充・強化する必要がある。

- (5) 官公需適格組合をはじめ中小企業者の受注機会を拡大するためには、分離・分割発注の促進が不可欠であるが、近時、各発注機関における分離・分割発注はむしろ減少傾向にある。各発注機関は、中小企業者の受注機会を確保する観点から、適正な分離・分割発注に努めるべきである。
- (6) 国等の物件の買い入れについて、中小企業組合と契約する場合は、「予算決算及び会計令」において随意契約によることができる。また、「予算決算及び会計令」並びに「地方自治法施行令」により、少額の契約案件については、随意契約制度が活用できる。これら法令上認められている随意契約制度を積極的に活用し、行政事務の効率化に努めるべきである。

(※1) 九州電力のOBが集まり、企業組合大分電気サービスを設立。官公需適格組合の証明を取得して、組合の認知度・信頼度が向上し、高齢者の家庭からの修理やオール電化に関する依頼が増加した。平成21年度の売上高は約1億円。

2. ダンピング防止対策の徹底強化

- (1) 大企業等による採算を度外視した低価格入札は、単に中小企業者の受注機会を奪うのみならず、下請・孫請け企業への不当なしわ寄せが懸念されることから、厳正な措置が必要である。下請代金支払遅延等防止法、独占禁止法及び労働関連法等の所管行政庁は、低入札価格調査制度に基づく調査情報等を活用して監視を強化し、厳正な措置を躊躇なく講じていくことが必要である。
- (2) 政府は今年7月に閣議決定された「公共サービス改革基本方針」の中で、物品や資材の調達に際し、インターネット上で価格を競り合う「競り下げ方式」の導入を検討することを盛り込んだが、これは新たな入札制度を導入することであり、厳しい経営環境下にあつて懸命に仕事を探している地域の中小企業をますます低価格競争に巻き込み、中小企業から仕事を奪う中小企業いじめそのものと言わざるを得ない。政府自身がデフレに拍車をかけ、中小企業を官公需市場から締め出すような「競り下げ方式」の導入には、断固反対する。
- (3) 人件費率の高い役務契約をはじめ低入札価格調査基準価格を下回る価格による落札が行われている。これに対して、入札価格内訳書の徴収の徹底と落札の決定があった旨の公表の徹底を行うなど低入札価格調査制度を適切に運用すべきである。
- (4) 少額随意契約の適用限度額は、近年見直されていないことから、物価上昇等を踏まえつつ適正な額に引き上げる必要がある。

3. 官公需適格組合制度の改善

- (1) 競争参加資格審査について、地方公共団体においても国と同様に官公需適格組合に対する総合点数の算定特例制度を採用し、組合員の技術力や施工実績等を合算することにより、組合を適正に評価することが必要である。また、組合員企業の数値を合算して組合の数値とする算定特例制度の考え方を、公募型一般競争入札における工事实績や組合の評価等にも適用すべきである。
- (2) 中小建設業組合が官公需を受注する場合、受注体制の評価に当たって、直接かつ恒常的雇用関係のある監理技術者を組合に配置しなければならないとされている。一方、大企業である親会社とその連結子会社間、持株会社の子会社等の場合においては、特例的に監理技術者の在籍出向が認められている。そもそも組合は、組合員のために人的等の経営資源を補完して「公正な経済活動の機会を確保」する目的で設立された認可団体であり、加えて官公需適格組合は、共同受注体制が整備されている組合であることを国が証明した組織であることを踏まえれば、大企業が多く活用する連結、持株制度のみに特例を認めることは不合理であり、中小企業にも等しく受注の門戸を開くことが必要である。このため、官公需適格組合における監理技術者についても、組合員企業からの在籍出向を認めるべきである。
- (3) 物件並びに役務関係の適格組合証明の有効期間は3年間となっているが、工事関係は2年間とされており、建設業組合関係者の大きな負担となっている。そもそも適格組合には、決算関係書類等の提出、変更等についての届出が義務付けられており、証明内容の確認を行うことが十分担保される仕組みとなっていることから、建設業関連の適格組合についても証明書の有効期間を3年とすべきである。

4. 公共調達制度の見直し

公共調達制度全体について、単に経済合理性のみを迫るのではなく、地域の実情に合った、品質、安全性、安心の確保や低炭素化の推進を優先するとともに、併せて、雇用の創出や地域産業の育成など、地域経済の発展、地域中小企業の維持・存続等を十分に視野に入れた制度とすべく、全体を見直し、地域の生活基盤を重視した地域密着型の公共調達制度に改善すべきである。